

○主な改訂内容

《開発許可制度関係編》《立地基準編（法 34 条）》

番号	項目	改訂内容	頁
4	開発許可事務管轄区域図	・水戸市の中核市移行に伴う修正	9
7	茨城県都市計画法施行細則	・押印廃止に伴う申請書の修正	23 ～ 57
13	茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例	・法 34 条 11 号に規定する土地の区域から災害危険区域等を除外することを記載 ・法 34 条 12 号に規定する開発行為について条例第 6 条第 5 号の「専用住宅」を「一戸建ての住宅」に修正	75
14	茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則	・規則第 13 条第 3 号の「専用住宅」を「一戸建ての住宅」に修正	79
15	茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例及び施行規則の運用基準	・条例により災害危険区域等を除外する際の取り扱いを第 11 条に明記 ・除外区域の取扱い集計表（様式 1、様式 1-2）を修正	84 90
22	開発許可制度の解説①	・非常災害時の応急措置として行う開発行為を追加（法第 29 条第 10 号） ・直轄国道沿道における開発行為及び無電柱化法を踏まえた開発行為についての事前協議について明記	116 118
23	市街化調整区域における開発許可制度の構成（法第 34 条）	・8 号の 2 災害危険区域等、開発を行うのに適当でない区域内にある建築物等の移転に関する開発行為を記載。	125
27	茨城県における区域指定（県条例）の施行状況等について	・水戸市の中核市移行に伴う修正 ・茨城町の区域指定見直しを記載	147 ～ 149
29	茨城県開発審査会付議基準	・「提案基準 9 既存建築物の用途変更の取扱いについて」の解説 第 3 対象の建築物にガソリンスタンド、ドライブインの取扱いを明記 第 4 立地に建築物の床面積が 1,000 平方メートル以上の場合の道路幅員の取扱いについて明記 ・「提案基準 12 その他特に定めのないものの取扱いについて」の解説 空家対策等を踏まえた宅地の有効活用について記載 ・「包括承認基準 4 一身専属的許可を受けて建築した住宅の譲渡及び増改築等の取扱いについて」 第 4 申請地及び第 5 予定建築物の規模に関して、令和 2 年 4 月 1 日からの施行内容に修正 ・「包括承認基準 5 自動車解体業の施設の取扱いについて」令和 4 年 3 月 1 日廃止 ・「包括承認基準 16 既存建築物の『者の変更』の取扱いについて」 別表を令和 2 年 4 月 1 日からの施行内容に修正	177 ～ 207

34	開発許可制度の解説②（法第 34 条）	・ 8 号の 2 災害リスクの高いエリアにある建築物等の安全なエリアへの移転について記載 ・ 10 号 地区整備計画区域等内の開発行為について修正	230
その他	申請・相談窓口一覧	・ 各処分庁の組織改編等に伴う修正（令和 4 年 4 月 1 日時点の内容に修正）	235
-	全項目共通	・ 誤記、記載漏れ、組織改編等に伴う修正、内容変更を伴わない文言の修正	-

《技術基準及びその他編》

番号	項目	改訂内容	頁
38	小規模開発行為に係る許可申請等の取扱要領	・ 4 「法第 37 条の『建築制限解除』について」を削除	40
48	茨城県県土利用の調整に関する基本要項	・ 第 5 知事への協議を行う際の申請方法に電磁的記録によるものを追加 ・ 押印廃止に伴う申請書の修正	190 ～ 198
50	茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱	・ 令和 2 年 12 月 28 日付け改正内容に訂正（第 10 事業者が工事施行の承認申請書の提出をする際、市町村長の意見を聞くことを明記）	204
51	茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱細則	・ 申請承認書に添付する図書に「市町村長の意見書」を追加 ・ 押印廃止に伴う申請書の修正	215 ～ 233
55	茨城県租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則	・ 押印廃止に伴う申請書の修正	244 ～ 254
56	茨城県首都圏近郊緑地保全法施行細則	・ 押印廃止に伴う申請書の修正	258 ～ 260
58	申請・相談窓口一覧	・ 各処分庁の組織改編等に伴う修正（令和 4 年 4 月 1 日時点の内容に修正）	264 ～ 265
-	全項目共通	・ 誤記、記載漏れ、組織改編等に伴う修正、内容変更を伴わない文言の修正	-